

議案第96号

多可町八千代自然活用村施設条例の一部を改正する条例の制定について

多可町八千代自然活用村施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和2年12月4日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町八千代自然活用村施設条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町八千代自然活用村施設条例（平成18年多可町条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条、第13条関係）

1 宿泊利用する場合の基本料金（1泊1人当たり）

客室タイプ	金額					備考
	1人利用	2人利用	3人利用	4人以上利用	小人	
和室	7,700円	5,500円	5,170円	4,620円	4,180円	定員4～5人
洋室	8,800円	7,150円	6,050円		4,950円	定員2～3人
中研修室				4,400円	3,850円	定員20人

備考

- 1 繁忙の期間（8月1日から31日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間）又は休前日の金額は、場合に応じて1,000円を限度として割増しすることができる。
- 2 平日において20人以上の利用をする場合の金額については、1,000円を限度として割引することができる。
- 3 小人は、小学校就学前1年の幼児及び小学生とする。

2 宿泊以外に利用する場合の基本料金（1時間当たり）

区分	面積	金額	
		午前9時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで
宿泊室和室	16.6㎡から22.6㎡まで	1,100円	1,650円
大研修室	210.9㎡	7,500円	9,000円
中研修室	52.6㎡	2,750円	3,300円
小研修室	中研修室を間仕切って使用した場合	1,650円	1,980円
催事ホール	143.0㎡	9,000円	10,800円

備考

- 1 各室の使用時間は、原則として午前9時より午後9時までとする。ただし、必要に応じて延長することができる。
- 2 宴会、催事ホールを文化的行事等により使用する場合は、別に定める。
- 3 入場料若しくはこれらに類するものを徴収する場合、又は営利、営業、宣伝等の目的をもって使用する場合は、基本料金の額に100分の50を乗じて得た額を加算する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

多可町八千代自然活用村施設条例の新旧対照表

現 行					改 正							
別表第 2（第 7 条、第13条関係）						別表第 2（第 7 条、第13条関係）						
1 宿泊利用する場合						1 宿泊利用する場合の基本料金（1泊1人当たり）						
客室 タイプ	金額				備考	客室 タイプ	金額				備考	
	1 人 利用	<u>2 ～ 3 人</u> 利用	4 人以上 利用	小人 <u>（1 人に つき）</u>			1 人利用	<u>2 人利用</u>	<u>3 人利用</u>	4 人以上 利用		小人
和室		<u>1 人につき</u>	<u>1 人につき</u>		定員 4 ～ 5 人	和室	<u>7,700円</u>	<u>5,500円</u>	<u>5,170円</u>	<u>4,620円</u>	<u>4,180円</u>	定員 4 ～ 5 人
	<u>6,600円</u>	<u>4,950円</u>	<u>4,400円</u>	<u>4,180円</u>		洋室	<u>8,800円</u>	<u>7,150円</u>	<u>6,050円</u>		<u>4,950円</u>	定員 <u>2 ～ 3 人</u>
洋室	<u>6,600円</u>	<u>4,950円</u>		<u>4,180円</u>	定員 <u>2 人</u>	中研修室				<u>4,400円</u>	<u>3,850円</u>	定員20人
中研修室	<u>4,400円</u>	<u>3,850円</u>	<u>3,300円</u>	<u>2,750円</u>	定員20人							
備考						備考						
1 繁忙の期間（8月1日から31日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間）又は休前日の金額は、場合に応じて1,000円を限度として割増しすることができる。						1 繁忙の期間（8月1日から31日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間）又は休前日の金額は、場合に応じて1,000円を限度として割増しすることができる。						
2 平日において20人以上の利用をする場合の金額については、1,000円を限度として割引することができる。						2 平日において20人以上の利用をする場合の金額については、1,000円を限度として割引することができる。						
3 小人は、小学校就学前1年の幼児及び小学生とする。						3 小人は、小学校就学前1年の幼児及び小学生とする。						

現 行				改 正					
2 宿泊以外に利用する場合						2 宿泊以外に利用する場合の <u>基本料金（1時間当たり）</u>			
区分	面積	金額				区分	面積	金額	
		午前9時から午後6時まで		午後6時から午後9時まで				午前9時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで
		<u>使用開始後 2時間につ き</u>	<u>以後追加1 時間ごとに</u>	<u>使用開始後 2時間につ き</u>	<u>以後追加1 時間ごとに</u>				
宿泊室和室	16.6㎡から 22.6㎡まで	<u>2,200円</u>	<u>1,100円</u>	<u>3,300円</u>	<u>1,650円</u>	宿泊室和室	16.6㎡から 22.6㎡まで	<u>1,100円</u>	<u>1,650円</u>
大研修室	210.9㎡	<u>4,400円</u>	<u>2,200円</u>	<u>6,600円</u>	<u>3,300円</u>	大研修室	210.9㎡	<u>7,500円</u>	<u>9,000円</u>
中研修室	52.6㎡	<u>3,300円</u>	<u>1,650円</u>	<u>4,400円</u>	<u>2,200円</u>	中研修室	52.6㎡	<u>2,750円</u>	<u>3,300円</u>
小研修室	大研修室、 中研修室を <u>間仕切った</u> 使用した場 合	<u>2,200円</u>	<u>1,100円</u>	<u>3,300円</u>	<u>1,650円</u>	小研修室	中研修室を <u>間仕切って</u> 使用した場 合	<u>1,650円</u>	<u>1,980円</u>
催事ホール	143.0㎡	<u>5,500円</u>	<u>2,750円</u>	<u>7,700円</u>	<u>3,850円</u>	催事ホール	143.0㎡	<u>9,000円</u>	<u>10,800円</u>
備考						備考			
1 各室の使用時間は、原則として午前9時より午後9時までとする。た だし、必要に応じて延長することができる。						1 各室の使用時間は、原則として午前9時より午後9時までとする。た だし、必要に応じて延長することができる。			
2 宴会、催事ホールを文化的行事等により使用する場合の金額につい ては、別に定める。						2 宴会、催事ホールを文化的行事等により使用する場合の金額につい ては、別に定める。			
						3 <u>入場料若しくはこれらに類するものを徴収する場合、又は営利、営業、</u>			

現	行	改	正
		<u>宣伝等の目的をもって使用する場合の使用料は、基本料金の額に100分の50を乗じて得た額を加算する。</u>	